

- 必要な様式をお使いください。
 - 記載例や添付書類(登記簿、住民票等)は「届出や帳簿に関するマニュアル」(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-24.pdf>)をご参照ください。
 - 届出書上のあて先は農林水産大臣及び環境大臣ですが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県を管轄する地方農政局等です(下の URL ご参照ください。)
 - 正本1通を地方農政局等へ郵送でお送りください(直接お持ちいただくこともできます)。ご自身の控えが必要な場合は、写し1通と返信用切手を貼付した封筒をお送りください。
 - 郵送で届出を提出される場合は、7. 送付状も作成し、一緒に提出をお願いします。
 - 届出の提出期限を越えている場合や、ご不明な点がありましたら、届出先となる地方農政局等へお問い合わせください。
- 【ペットフード安全法に関するお問い合わせ先(地方農政局等)】
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

1. 愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届

製造と輸入の両方を行う場合は、製造業者の届出と輸入業者の届出がそれぞれ必要です。

2. 愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届出事項変更届

3. 愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業廃止届

4. 愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業承継届

5. 申出書

届出書に記載の住所が登記簿等の住所と異なる場合に提出してください。

6. 遅延理由書

変更等が生じてから30日以上経過してから変更届等を提出する場合や事業を開始してから製造・輸入業者届を提出する場合は、あらかじめ届出先にお問い合わせください。

7. 送付状

郵送にて届出を提出する場合は、送付状に必要事項を記入し、一緒に送付をお願いします。

(注) 届出をスムーズに進めるために

- ・届出事項の確認のためご連絡させていただくことがありますので、本様式の送付状(郵送の場合)又はご担当者の氏名、電話、メールアドレス(名刺やメモ)等を添付してください。
- ・ご不明な点は、事前に届出先となる地方農政局等へお問い合わせください。

様式第 1（第 2 条関係）イ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

環境大臣 殿

住所

氏名

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 製造業者にあっては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地

3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地
（1）販売事業場

（2）保管施設

4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類

5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日

6 輸出入として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

様式第 1（第 2 条関係） ロ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日

様式第 1（第 2 条関係）ハ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

様式第 1（第 2 条関係）ニ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者事業承継届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届出がなされていた〔製造・輸入〕業者の地位を承継したので、同条第 5 項の規定により届け出ます。

1 承継年月日

2 被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

3 承継の原因

申 出 書

年 月 日

住 所

氏 名

届出の住所が登記簿等の住所と異なりますが、愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届の住所は、下記のとおりとなりますので申し出ます。

記

1 登記簿等の住所

2 届出の住所

3 理 由

(例) 届出の住所においてペットフードの製造（輸入）業務を行っており、連絡先として適当であるため。

上記は一例です。
赤部分は、実態に応じて適切に記載してください。

遅 延 理 由 書

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所

氏名

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第3項に基づき、ペットフードの〔製造・輸入〕業者届出事項に変更が生じた場合は、30日以内に届出を提出しなければならないところ、当方の愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の知識の不足により（実際の理由を記載してください）届出を失念しておりました。

今後は愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律を遵守し関係する法令、法規に十分注意してペット用フードの製造（輸入）に関する業務を遂行いたしますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

上記は一例です。

- 1) 赤部分は、実態に応じて適切に記載してください。
- 2) 事業を開始した後に、製造や輸入業者の届出を提出する場合は、下線部を次のとおり変更してください。

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項に基づき、ペットフードの〔製造・輸入〕の事業を開始する前に届け出なければならないところ」

送付状

年 月 日

以下のとおり届出を送付致します。

1. 届出の種別

(送付する届出に○をしてください。)

- ① 愛玩動物用飼料【製造・輸入】業者届
- ② 愛玩動物用飼料【製造・輸入】業者届出事項変更届
- ③ 愛玩動物用飼料【製造・輸入】業者事業廃止届
- ④ 愛玩動物用飼料【製造・輸入】業者事業承継届

2. 担当者

(担当者の連絡先を以下に記入してください。)

担当者名 : _____

(法人の場合は法人名、部署名も記載してください)

電話番号 : _____

Fax 番号 : _____

メールアドレス : _____